

ノートルダム清心女子大学と総社市との  
連携協力に関する協定書

ノートルダム清心女子大学と総社市は、相互の発展に資するため、  
教育、福祉、まちづくり等の分野において協力するために協定を締結  
する。

(目的)

第1条 この協定は、包括的な連携のもと教育、福祉、まちづくり等  
の分野において相互に協力し、地域社会の持続的な発展と人材育成  
に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力  
を進めるものとする。

- (1)教育、福祉の振興・発展のための連携
- (2)人材育成のための連携
- (3)地域づくり・まちづくりのための連携
- (4)学術研究に関する連携
- (5)相互の施設利用に関する連携
- (6)その他両者が協議して必要と認める連携協力

(連携協力の推進)

第3条 前条に掲げる連携・協力事項の内容等については、両者協議  
し決定・実施するものとする。また、連携協力を円滑かつ効果的に  
進めるために、両者に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日  
までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、双方いずれ  
から別段の意思表示がない限り、更に1年間本協定を更新するもの  
とし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、両者  
が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名の上、  
各自1通を保有する。

令和5年2月15日

ノートルダム清心女子大学学長

津田泰光  
総社市長